

# 下水道管路更生管理技士資格制度規程

令和4年4月1日改訂

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会（以下「当協会」）は、管路更生工事の施工における技術の向上、品質の確保を目的として、更生管の設計、施工、品質管理等に関する試験を実施し、管路更生工事業務において監理技術者又は、主任技術者として管路更生に係る施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理など管路更生工事に必要な管理などを行う者に対して、「下水道管路更生管理技士」の資格を認定する。

### 第2条（認定）

資格の認定は、当協会が行う。

### 第3条（実施組織）

当協会は、第1条の目的を達成するための組織として、会長のもとに資格試験委員会を置く。資格試験委員会の運用に関する細目は、別に定める細則による。

### 第4条（認定の方法）

当協会会長は、第2章に定める資格試験の合格証と第3章に定める管路更生工法の技術研修の修了証を提示し、当協会に登録した者に対し下水道管路更生管理技士としての知識、技術を備えた者として、その資格を認定する。

### 第5条（認定の取り消し）

当協会が認定した有資格者に不正行為や重大な過失、資格の不正使用があった場合には、当協会会長は当該資格者の資格の認定を取り消すことができる。

2 当協会会長は、資格試験委員会の調査および審議の結果に基づき、前項の資格の認定を取り消す。ただし、当協会会長が緊急を要するとみとめたときはこの限りではないが、この場合においても、取り消しを行った旨およびその理由を資格試験委員会に報告し了承を得ることとする。

### 第6条（資格取得者）

下水道管路更生管理技士資格を取得した者は、管路更生工事業務において監理技術者または、主任技術者として管路更生に関する施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理など工事施工に必要な技術上の管理などを行うとともに、更生管の設計、施工、品質管理等に関して指導的役割を担う。

## 第2章 資格試験

### 第7条（資格試験の方法）

資格試験の方法は筆記試験とし、毎年4回実施する。

### 第8条（資格試験の内容）

資格試験の内容は、更生管の設計、施工に関する技術、品質管理等の専門知識を問い、次のテキストおよび各種基準、法令から出題する。

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) テキスト   | 下水道管路更生管理技士必修テキスト        |
| (2) 諸規格、基準 | 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン |
| (3) 関連法令   | 建設業法 (昭和24年 法律第100号)     |
|            | 労働基準法 (昭和22年 法律第49号)     |
|            | 労働安全衛生法 (昭和47年 法律第57号)   |
|            | 河川法 (昭和39年 法律第167号)      |
|            | 下水道法 (昭和33年 法律第79号)      |
|            | 道路法 (昭和27年 法律第180号)      |
|            | 道路交通法 (昭和35年 法律第105号)    |
|            | 道路運送車輛法 (昭和26年 法律第186号)  |
|            | 火薬類取締法 (昭和25年 法律第149号)   |
|            | 消防法 (昭和23年 法律第186号)      |

### 第9条（受験資格）

受験者は、次の条件を満たしている者とする。

- (1) 対象資格又は実務経験を保有する者

対象となる資格

一級土木施工管理技士

一級建設機械施工技士

技術士 (該当する技術部門は別に定める細則による。)

一級土木施工管理技士補

一級建設機械施工技士補

二級土木施工管理技士 (該当する工種の種別は別に定める細則による。)

二級建設機械施工技士 (該当する工種の種別は別に定める細則による。)

実務経験の要件

土木工事10年以上でかつ2件以上の管路更生工事の実務経験者

(所属する会社による実務経験の証明による。)

- (2) 第5条の規定により認定を取り消された場合には、認定取り消しの日から2年以上を経過した者

#### 第10条（受験申請）

当協会は、予め機関誌管路更生および当協会のホームページにて、資格試験に関する実施案内を掲載する。

受験者は、所定の期日までに必要事項を記入した受験申込書を当協会へ送付し、受験を申請する。

#### 第11条（受験手数料）

受験手数料は、別に定める細則による。

#### 第12条（合格者の決定）

合格者の決定は、資格試験委員会試験部会において審議、判定し、資格試験委員会委員長に報告すると共に、会長の承認を得る。

合否の結果は、各受験者に通知するとともに合格者には合格者証を送付する。また、合格者の氏名は機関誌管路更生および当協会のホームページに掲載する。

#### 第13条（合格者証の有効期間）

合格者証の有効期間は、合格者証発行日より5年目の日を含む年度の末日までとする。

### 第3章 管路更生工法技術研修

#### 第14条（技術研修の方法）

技術研修の方法は、2時間以上の工法に関する講習および修了考査とする。

#### 第15条（技術研修の内容）

技術研修は、工法の特徴やノウハウを熟知させるために講習および修了考査により行うものとする。

#### 第16条（技術研修の受講資格）

技術研修の受講資格は、資格試験合格者証を有することとする。

#### 第17条（技術研修の受講申請）

技術研修を受けようとする者は、当協会機関誌管路更生およびホームページに掲載の実施案内により、所定の期日までに必要事項を記入した受講申込書を当協会へ送付する。

#### 第18条（技術研修の受講手数料）

受講および受験手数料は、別に定める細則による。

#### 第19条（修了者の決定）

修了者の決定は、資格試験委員会試験部会において審議、判定し、資格試験委員会委員長に報告すると共に、会長の承認を得るものとする。

合否の結果は、各受験者に通知するとともに合格者には修了証を送付する。

合格者の氏名は機関誌管路更生およびホームページに掲載する。

#### 第20条（修了証の有効期間）

修了証の有効期間は、修了証発行日より5年目の日を含む年度の末日までとする。

#### 第21条（技術研修の免除）

当協会の資格試験委員会が認定した管路更生工法の技術研修を受講し、当該工法の研修を修了した者は第14条～第20条の技術研修の免除を受けることができる。

認定工法は、別に定める細則による。

## 第4章 資格者証

#### 第22条（資格者証）

資格者証は資格者の情報として下記の項目を明記する。

表面の記載項目

- (1) 登録番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 会社名
- (5) 発行日
- (6) 有効期限
- (7) 写真（発行日以前3カ月以内に撮影したもの）

内面の記載項目

- (1) 管路更生工法名称（第19条に定める管路更生工法技術研修を修了した記載、又は第21条に定める当該工法の技術研修を修了した工法の名称）
- (2) 技術研修修了日
- (3) 有効期限（第20条に定める管路更生工法技術研修の有効期限、又は第21条に定める当該工法の技術研修を修了した工法の有効期限）
- (4) 工事における技術者の位置付けの記載  
（本記載は第40条に定める要件に従い監理技術者又は主任技術者として記載する。）

#### 第23条（資格者証の発行）

資格者証は、資格試験合格証および管路更生工法技術研修修了証を当協会に提示し、所定の期日までに当協会に登録手数料を納入した後、発行される。

#### 第24条（登録手数料）

登録手数料は、別に定める細則による。

#### 第25条（有効期限）

資格者証の有効期限は第22条における発行日より5年目の日を含む年度の末日までとする。

#### 第26条（更新）

資格者証は、有効期限を迎える下水道管路更生管理技士の資格者証と、当協会が主催する更新講習の受講修了証と、有効期限内に受講した更新のための管路更生工法技術研修の修了証を提示した者に対し更新が認められる。

#### 第27条（更新手数料）

更新手数料は、別に定める細則による。

#### 第28条（資格者証の返納）

資格を喪失した者は、資格者証を返納するものとする。

## 第5章 更新講習

#### 第29条（更新講習の方法）

更新講習の方法は、オンライン更新講習により随時行うこととする。

#### 第30条（更新講習の内容）

更新講習は、下水道管路更生管理技士としての技術的資質の維持、向上を図るために行うものとする。

2. 更新講習は、下水道管路更生工事を的確に遂行するために必要な一般事項、更生工法の要求性能、設計、品質、施工、出来形管理、施工環境等の知識や考え方について行うものとする。

#### 第31条（更新講習の受講資格）

更新講習の受講資格は、次の項目の何れかに該当することとする。

- (1) 下水道管路更生管理技士登録簿に登録されており、当該年度をもって有効期限を迎える者。
- (2) 登録の有効期限の最終年度に会長の定める様式により受講を延期する旨を申請し、翌

年度に受講しようとする者。

2. 登録の有効期限が1年を超えて経過した者は、特別更新講習を受講することができるものとする。特別更新講習は会長が別に定める。

### 第32条（更新講習の受講申請）

更新講習を受けようとする者は、当協会のオンライン更新講習ホームページアドレスから資格者証管理番号、生年月日、その他必要な事項を入力し受講を申請する。

### 第33条（更新講習の受講手数料）

受講手数料は、別に定める細則による。

## 第6章 管路更生工法更新技術研修

### 第34条（更新技術研修の方法）

更新技術研修の方法は、2時間以上の工法に関する講習および修了考査〔集合方式（一つの会場で受講者が集まって共に学ぶ方式。以下、同じ。）2回/年〕又はオンライン更新技術研修により随時行うこととする。

### 第35条（更新技術研修の内容）

更新技術研修は、下水道管路更生管理技士としての技術的資質の維持、向上を図るために行うものとする。

2. 更新技術研修は、工事を的確に遂行するために必要な工法の特徴、ノウハウについて行うものとする。

### 第36条（更新技術研修の受講資格）

更新技術研修の受講資格は、次の項目の何れかに該当することとする。

- (1) 下水道管路更生管理技士登録簿に登録されており、当該年度をもって当該工法の技術研修修了証の有効期限を迎える者。
  - (2) 登録の技術研修修了証の有効期間の最終年度に会長の定める様式により受講を延期する旨を通知し、翌年度に受講しようとする者。
2. 登録の有効期限から1年を超えて経過した者は、特別更新技術研修を受講することができるものとする。特別更新技術研修は会長が別に定める。

### 第37条（更新技術研修の受講申請）

更新技術研修を受けようとする者は、集合方式については当協会の機関誌管路更生およびホームページに掲載の実施案内により、所定の期日までに必要事項を記入した受講申込書を当協会へ送付し受講を申請する。又、オンライン更新技術研修についてはオンライン更新技術

研修ホームページにて資格者証管理番号、生年月日、その他必要な事項を入力し受講を申請する。

#### 第38条（更新技術研修の受講手数料）

受講手数料は、別に定める細則による。

#### 第39条（更新技術研修の免除）

当協会の資格試験委員会が認定した管路更生工法の更新技術研修を受講し、当該工法の研修を修了した者は第34～38条の更新技術研修の免除を受けることができる。

### 第7章 資格者証の運用

#### 第40条（工事における技術者の位置付けの明示）

本資格は、下水道管路更生工事において監理の役割を担う者を対象とする資格である。

対象となる工事が建設業法で定める指定建設業7業種の内、土木一式工事に属しているため、本資格が国家資格となるまでの期間は、土木一式工事において監理技術者又は主任技術者に相当する資格と合わせて発注者に提示し、対象工事における技術者としての位置付けを明示しなければならない。

本資格証においては、工事における技術者の位置付けを「監理技術者」又は「主任技術者」として明記する。

各記載の要件として次に定める。

##### （1）監理技術者記載の要件

監理技術者に相当する資格保有者で、かつ監理技術者資格者証を保有する者

一級土木施工管理技士

一級建設機械施工技士

技術士

（該当する技術部門は別に定める細則による。）

特例監理技術者の職務を補佐する資格を保有する者

一級土木施工管理技士補

一級建設機械施工技士補

##### （2）主任技術者記載の要件

主任技術者に相当する資格保有者又は実務経験者

二級土木施工管理技士 （該当する工事の種別は別に定める細則による。）

二級建設機械施工技士 （該当する工事の種別は別に定める細則による。）

土木工事10年以上でかつ2件以上の管路更生工事の実務経験者

（所属する会社による実務経験の証明による。）



## 附 則

第1項 本規定は平成28年度より適用する。

平成27年12月9日	制定	
平成28年3月23日	改訂	(受験資格)対象資格を追加、(2)削除
平成29年4月7日	改訂	第11条(合格者の決定)
令和3年4月1日	改訂	第5条(認定の取り消し)、第9条(受験資格)(2)を追加、第22条(資格者証の返納)へ変更
令和4年4月1日	改訂	第5条(認定の取り消し)、第9条(受験資格)、第10条(受験申請)、第12条(合格者の決定)、第13条(合格者証の有効期限)を変更、第3章第14条(技術研修の方法)へ変更、第15条(技術研修の内容)～第20条(修了証の有効期間)を追加、第21条(技術研修の免除)、第23条(資格者証の発行)、第26条(更新)を変更、第5章更新講習を追加、第6章管路更生工法更新技術研修を追加、第40条(工事における技術者の位置付けの明示)を変更。